

## 年次有給休暇の計画取得制度で取得の底上げ

### N 社

(1) 企業の概要	
事業概要	事業は電気機械器具、計測機械器具、光学機械器具、医療衛生機械器具、電子工業応用製品の製造および販売、金属工業製品、金属材料の製造および販売などで、本社のほか、複数の事業所と営業所があります。社員数は単体で2千人強、連結では3万6千人程度となっています。
労働時間制度について	所定労働時間は8時30分～17時20分で、休憩時間は昼40分、10時から10分、15時から10分で、実働7時間50分となっています。技術職のみフレックスタイムを適用しており、コアタイムは10時～15時となっています。
経営上・労務管理上の特徴	近年、電子部品は競争が厳しい状況にあり、スマートフォン市場向け部品を拡大しようとしてきました。しかし、変化が激しいため、ここ数年、自動車の電装部品に注力しています。また、光デバイスにも注力しています。 大手メーカーを顧客とする受注生産であり、担当者は基本的に一つのメーカーの一つの製品を担当します。納期は厳守を求められます。
取組のきっかけ	かつて、年次有給休暇取得率は低い状態でした。これに対して、労働組合から年間最低でも10日の年次有給休暇を取得できるように働きかけがあり、取組を始めました。

(2) 主な取組の内容	
「年次有給休暇計画取得制度の導入、定着に向けた取得督促」	労働組合から年間最低でも10日の年次有給休暇を取得できるように働きかけがあり、計画取得制度を設けました。10日の内訳は、年末年始に4日を一斉休暇とし、残り6日について前期に3日、後期に3日各人自由に設定するというものです。この定着にあたっては、前年の年次有給休暇取得日数が10日を下回った人に対しては、次の年は必ず10日取得させるため、前期3日、後期3日の年次有給休暇の取得計画を提出させるとともに、計画した日に取得しなかった場合は、その理由を問うて、改めていつ年次有給休暇を取得するか職制を通して計画を提出させ、人事部から職制を通して取得督促を行います。計画した年次有給休暇を実際に取得するまで職制から本人に働きかけ続けるため、その対応の煩わしさもあり、定着が進んできました。
「年次有給休暇取得促進に向けた労働組合との共同の取組」	年次有給休暇の取得計画と取得状況は毎月、人事部と労働組合で協議して管理しています。未取得者に対しては、組合からも取得の働きかけを行っています。このほか、労働組合は年次有給休暇取得についての啓蒙活動を行っています。
「リフレッシュ休暇の取得促進」	勤続20年、30年の社員には連続3日のリフレッシュ休暇(特別休暇)を付与しています。取得にあたっては、人事部から事業部長と本人に休ませるよう働きかけを行っています。

取組の評価および効果	計画取得制度は概ね定着して来ています。今後は一部の取得日数未達の対象者をいかにして減らしていくかが課題となっています。
------------	---

(平成 26 年度事業)